

家族信託の活用

認知症による
資産凍結対策

認知症やご病気によって意思能力が低下してしまうと、ご家族であっても預貯金を引き出したり、不動産の売買等を行うことが難しくなることをご存知でしたか？しっかりしたうちに事前に対策をしていないと、相続対策ができなくなるケースも多いです。そこで、最近注目されている「資産凍結」を防ぐための、「家族信託」を活用した対策方法をご紹介します！

講師

司法書士法人アストラ
代表司法書士・家族信託専門士

ほしお けんじ

星尾 健二氏

- 一般社団法人愛知県家族信託協会代表理事
- 名城大学非常勤講師
- 中日新聞名古屋市民版にてコラムを担当。



2020年
2月16日(日) 14:00~16:00
(13:30開場)

会場：ウインクあいち (WINC AICHI)
〈13F / 1310号室〉

【申込期限】2020年2月9日(日)まで
【定員】30名 【参加費】無料



〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
JR名古屋駅桜通口よりミッドランドスクエア方面 徒歩5分

お申し込みはメール、WEBサイト、
または下記に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

メールでのお申し込み

✉ pm-slt@taisei-bm.co.jp

WEBサイトからのお申し込み

🖥️ <https://www.taisei-pm.jp/>

必要事項をご記入のうえ、切り取らずにそのままFAXでお送りください。

FAX. 052-251-6653

(フリガナ) 申込者氏名		参加人数	
ご連絡先 (必須)		E-mail (必須)	

※注意事項…申込受付完了の連絡はE-mailで回答させていただきますので、必ず記載頂きますようお願い致します。